

平成29年度版

自転車安全整備技能検定

学科試験問題集

公益財団法人 日本交通管理技術協会

平成29年度 A問題

問題は、問1から問50問まであります。各問とも解答は、正しいものには、マークシートの「○」の箇所、誤っているものには、「×」の箇所を、HBの黒鉛筆またはシャープペンシルで塗りつぶすこと。

問1 自転車に乗って道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯も横断歩道もない場合には、左右の見通しのよいところを選んで、自動車が来ないことを確認しながら、斜めにわたる。

問2 自転車安全整備店が備え付ける工具の中で、各部品、工具の整形等に使用する卓上グラインダーは、電動式でなければならない。

問3 駆動補助機付自転車のユニット部には、マイクロコンピュータ等が内蔵されており、当該部分が故障した場合には、自転車安全整備店を通じて、当該駆動補助機付自転車の製造又は販売業者に回収、修理させるなど適切な措置を講じるようにすること。

問4 駆動補助機付自転車と普通自転車の型式認定番号が表示されていない駆動補助機付自転車でも、道路交通法令の普通自転車に該当していれば、TSマークを貼付することができる。

問5 自転車安全整備店は、5年ごとに登録更新を受けなければならない。

問6 TSマークを貼付する際、必ず点検整備した日付を記入することになっている。これは、付帯保険が摘要されるための起算日を確定するためであるから、必ず記入しなければならない。また、TSマークには、点検整備した自転車安全整備士が勤務する自転車安全整備店の登録番号も併せて記入する。

問7 プライヤーは、バネ、ワイヤの保持やワイヤの切断に使用する工具である。

問8 タイヤのバルブには、英式の「ウッズバルブ」、米式の「シュレーダーバルブ」及び仏式の「フレンチバルブ」の3種類があり、それぞれポンプの口金のサイズは、同じである。

問9 幼児用自転車は、サドル最大高さが735mm以下、435mm以上のものをいう。

問10 自転車に乗って通行中、出会い頭に歩行者と衝突したが、怪我もかすり傷程度の軽いものであった。

このような自転車事故の場合は、相手の怪我が軽いので、自動車と違い警察署（警察官）への届出（報告）義務はない。

問11 TSマークは、普通自転車であっても、レンタサイクル等不特定多数の人が利用する自転車や業務で使用する自転車には、貼付できない。

問12 普通自転車で道路を横断しようとするとき、横断歩道の近くに自転車横断帯がある場合には、横断歩道、自転車横断帯のどちらを通行してもよい。

問13 自転車の部品は、正しく取り付けられ、かつ、確実に固定され、各部が正常に作動することが必要である。

シートポストとサドルの固定については、サドルの前と後に両手をかけ、腕の力のみでサドルを上下・左右に動かす力を加えて調べる。

問14 安全付属部品の性能等のうち、前照灯の性能については、自転車に備え付けられた場合において、前方10mにある交通上の障害物を容易に確認できるもので、前照灯の色は白色のみである。

問15 後写鏡などの付属品を装備する場合は、運転操作を妨げず、かつ、歩行者等に危害を及ぼさないようにしなければならない。

問16 後車輪用のブレーキの制動性能の確認（幼児用自転車を除く）は、両手でハンドルレバーの左右のにぎりを握って、後ブレーキレバーをひとさし指のみで力いっぱい締めて作動させ、前方の水平な位置に置いたペダル上に片足の踏力をかけたとき、後車輪が回らないことを確認する。
もし回るようであれば、制動トルクが不足しているので調整する。

問17 夜間、自転車で走行中、ライトが急に故障し、点灯しなくなったことに気が付いた場合は、運転を継続しない。

問18 自転車の二人乗りは禁止されているので、幼児二人同乗用自転車以外の自転車に16歳以上の運転者が幼児用座席に幼児一人を乗せて走るとは、「禁止されている二人乗り」に該当する。

問19 TSマーク付帯保険の補償内容である傷害保険は、TSマークが貼付されている自転車に搭乗中の人、事故によって事故の日から180日以内に死亡又は重度後遺障害（自動車賠償責任保険の後遺障害等級の第1級から第4級までをいう。）を被った場合に、保険金が支払われる。

問20 道路交通法に定める自転車運転者講習の対象となる危険行為には「信号無視」「ブレーキ不良運転」「酒酔い運転」などがあるが、「一時不停止」もその対象である。

問21 自転車安全整備店登録申請書に記載した自転車安全整備士が変更になった場合は、速やかに自転車安全整備店登録事項変更届を公益財団法人日本交通管理技術協会に提出しなければならない。

問22 自転車安全整備店がTSマークを不適正に貼付したときは、公益財団法人日本交通管理技術協会は登録を取り消すことができる。

問23 自転車に乗車して信号機のない交差点を右に曲がる時、後方の安全を確かめ、早めに右に曲がる合図を行い、交差点の中心を通るなど最短距離で交差点の向こう側まで進むようにする。

問24 TSマーク付帯保険は、TSマークに付帯された保険で、保険契約は、公益財団法人日本交通管理技術協会と損害保険会社とが締結しているものであるから、自転車を点検整備しTSマークを貼付しても、自転車利用者が個別に保険会社と契約するものではない。

問25 駆動補助機付自転車の構造及び性能の基準では、駆動補助機付自転車を20km/h以上の速度で走行させることとなる場合には、原動機を用いて人の力を補う力が加わらないこと。

問26 普通自転車のサドル座面の長さについては、45cm以下であることを確認する。

問27 駐車禁止の場所であっても、歩行者や他の車両の通行の邪魔にならなければ、自転車は駐車できる。

問28 自転車は、沢山の部品がねじで結合されて組み立てられているので、走行中の細かい振動でこれらのねじが緩むと、各部が正しい位置に保たれなくなったり、ベアリング部が緩んだりするので、ねじは強く締めれば締めるほどよい。

問29 T Sマーク付帯保険の傷害保険、賠償責任保険の支払いについて、盗んだ自転車等、正当な権利を持たない自転車に搭乗している間に起きた事故は、支払い対象にならないが、道路以外の場所での競技・興行(練習を含む)のための自転車に搭乗している間に起きた事故は、支払い対象になる。

問30 普通自転車の点検整備基準では、普通自転車の制動性能は、乾燥した平坦な舗装道路において、走行速度が15km/hのとき制動操作を開始した場所から5m以内の距離で、円滑に停止させる性能を有すること。

問31 普通自転車の車輪数は、二輪又は三輪でなければならない。
なお、幼児用自転車の補助車輪は、車輪数に含まない。

問32 自転車安全整備店が、登録の有効期間の更新を受けないで、有効期間が経過したときは登録の効力が失われる。

問33 自転車乗車用ヘルメットの着用について、こどもが自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に乗せて運転するときは、こどもに自転車乗車用ヘルメットを着用させるように指導する。こどもや幼児以外の者も、自転車に乗るときは、安全のためヘルメットを着用するよう指導する必要がある。

問34 道路交通法上、駆動補助機付の普通自転車は、歩道と車道の区別があるところでは、車道通行が原則であり、道路の左端に寄って通行しなければならない。

問35 普通自転車は、自転車道の標識のあるところでは、道路工事などで通行できない場合を除き、必ず自転車道を通行しなければならない。

問36 普通自転車を構成する部品のなかで、ハブとブレーキが一体となった構造であるハブブレーキのように一つの部品で二つ以上の部品の機能を備えているものを複合部品といい、複合部品を使用している場合は、重複する部品を省略できる。

問37 T Sマーク付帯保険の支払い対象者は、現に自転車に搭乗中の所有者に限られるので、所有者の家族が搭乗していたり、所有者から借用して搭乗している人は支払対象者に含まれない。

問38 自転車は、進行方向にかかわらず道路の両側に設けられた路側帯を通行できる。

問39 自転車安全整備店において、自転車安全整備士の資格を取得していない者が自転車を点検整備した場合は、自転車安全整備士の資格を有する者が、安全な普通自転車であることを確認できなければ、T Sマークを貼付することができない。

問40 普通自転車は、車両であるから横断歩道上を進行する場合でも車両用信号機に従うこと。

問41 普通自転車のブレーキレバーは、通常の乗車姿勢にある運転者の肩より上方にあっても、手を用いて容易に操作できる位置にあればよい。

問42 リヤリフレクタの有効反射部は、その光軸が普通自転車の進行方向に対し、ほぼ平行に取り付けられ、上下左右に5°以上の傾きがあってはならず、反射部全面が後方より容易に見えることが必要である。

問43 道路交通法は、何人も酒気を帯び又は過労、病気、薬物の影響その他の理由により正常な運転ができない状態で車両を運転することを禁止している。自転車の場合、酒酔いに至らない程度の酒気を帯びた状態での運転は禁止されていない。

問44 駆動補助機付自転車の電源スイッチ、人力及び車速の測定手段、原動機及びその制御手段並びにそれらを結ぶ配線類は、外部から容易に改造のできない構造であること。

問45 普通自転車の制動性能を調べる場合、前車輪と後車輪が同一系統である場合には、確実に制動できること、ブレーキレバーを反復して作動した場合において、ブレーキ各部及び各取付部に異状が生じないこと。

問46 自転車安全整備店は、TSマークを取り扱うことができる自転車店で、公益財団法人日本交通管理技術協会に申請して自転車安全整備店の登録を受けなければならない。

問47 普通自転車の車体の長さ・幅は、走行状態で長さ190cm以下、幅が60cm以下でなければならないが、泥よけ、キャリア、後写鏡などの部品は、車体の長さや幅に含めない。

問48 安全付属部品の性能等のうち、尾灯の性能については、自転車に備え付けられた場合において、夜間後方100mの距離から、その灯光を容易に確認できること。また、灯光の色は赤色であること。

問49 普通自転車を運転している児童、幼児、70歳以上のお年寄りの場合に限り、自転車歩道通行可の標識や標示のない歩道を、普通自転車に乗車したまま通行することができる。

問50 ペダルの点検は、ペダルスパナで増し締めして緩みがないか及びペダル取付部にバリの発生はないか確認し、また、ペダルを握って左右に動かし、ガタがないか確認する。ペダルのベアリングの調子は、回転の具合を見て確認する。

平成29年度 B問題

問題は、問1から問50問まであります。各問とも解答は、正しいものには、マークシートの「○」の箇所、誤っているものには、「×」の箇所を、HBの黒鉛筆またはシャープペンシルで塗りつぶすこと。

問1 駆動補助機付自転車のユニット部には、マイクロコンピュータ等が内蔵されており、当該部分が故障した場合には、自転車安全整備店を通じて、当該駆動補助機付自転車の製造又は販売業者に回収、修理させるなど適切な措置を講じるようにすること。

問2 ペダルの点検は、ペダルスパナで増し締めして緩みがないか及びペダル取付部にバリの発生はないか確認し、また、ペダルを握って左右に動かし、ガタがないか確認する。ペダルのベアリングの調子は、回転の具合を見て確認する。

問3 自転車に乗って通行中、出会い頭に歩行者と衝突したが、怪我もかすり傷程度の軽いものであった。

このような自転車事故の場合は、相手の怪我が軽いので、自動車と違い警察署（警察官）への届出（報告）義務はない。

問4 普通自転車の運転者が、13歳未満の子供の場合、道路標識等により通行することができるかとされている歩道以外の歩道であっても、普通自転車に乗車したまま通行することができる。

問5 普通自転車の制動性能を調べる場合、前車輪と後車輪が同一系統である場合には、確実に制動できること、ブレーキレバーを反復して作動した場合において、ブレーキ各部及び各取付部に異状が生じないこと。

問6 普通自転車のブレーキレバーは、通常の乗車姿勢にある運転者の肩より下方にすること。

問7 安全付属部品の性能等のうち、前照灯の性能については、自転車に備え付けられた場合において、前方10mにある交通上の障害物を容易に確認できるもので、前照灯の色は白色又は淡黄色であること。

問8 自転車安全整備店において、自転車安全整備士の資格を取得していない者が自転車を点検整備した場合は、自転車安全整備士の資格を有する者が、安全な普通自転車であることを確認できなければ、TSマークを貼付することができない。

問9 普通自転車は、車両であるから横断歩道上を進行する場合でも車両用信号機に従うこと。

問10 普通自転車を構成する部品のなかで、ハブとブレーキが一体となった構造であるハブブレーキのように一つの部品で二つ以上の部品の機能を備えているものを複合部品といい、複合部品を使用している場合は、重複する部品を省略できる。

問11 後車輪用のブレーキの制動性能の確認は、両手でハンドルレバーの左右のにぎりを握って、後ブレーキレバーをひとさし指と中指（幼児用自転車にあってはひとさし指のみ）で力いっぱい締めて作動させ、前方の水平な位置に置いたペダル上に体重（幼児用自転車にあっては片足の踏力）をかけたとき、後車輪が回らないことを確認する。

もし回るようであれば、制動トルクが不足しているので調整する。

問12 TSマークは、普通自転車であっても、レンタサイクル等不特定多数の人が利用する自転車や業務で使用する自転車には、貼付できない。

問13 後写鏡などの付属品を装備する場合は、運転操作を妨げず、かつ、歩行者等に危害を及ぼさないようにしなければならない。

問14 TSマーク付帯保険は、TSマークに付帯された保険で、保険契約は、公益財団法人日本交通管理技術協会と損害保険会社とが締結しているものであるから、自転車を点検整備しTSマークを貼付しても、自転車利用者が個別に保険会社と契約するものではない。

問15 キャリパブレーキの利きが甘い場合、粗雑な製品でない限り、取付ボルトの角度を変えてブレーキ本体の取付姿勢を正しくする。
また、ブレーキレバーが固すぎる場合、ブレーキワイヤの油切れ、錆、急な曲がりなどが原因なので、これらの原因を取り除く。

問16 TSマーク付帯保険の支払い対象者は、現に自転車に搭乗中の所有者に限られるので、所有者の家族が搭乗していたり、所有者から借用して搭乗している人は支払対象者に含まれない。

問17 自転車安全整備店が、事前に移転・変更等の届出をせずに、事業所の名称を変更したときは、公益財団法人日本交通管理技術協会は登録を取り消すことができる。

問18 自転車乗車用ヘルメットの着用について、こどもが自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に乗せて運転するときは、こどもに自転車乗車用ヘルメットを着用させるように指導する。ただし、こどもや幼児以外の者が自転車に乗るときは、ヘルメットの着用を勧める必要はない。

問19 自転車は、信号機などにより、交通整理の行われていない交差点を右折するときは、後方の安全を確かめ、早めに右折の合図を行い、できる限り道路の左端に寄って、交差点の向こう側までまっすぐに進み、さらに安全確認を行い、十分速度を落として曲がらなければならない。

問20 自転車に乗って道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯も横断歩道もない場合には、左右の見通しのよいところを選んで、自動車が来ないことを確認しながら、斜めにわたる。

問21 自転車安全整備店登録申請書に記載した自転車安全整備士が変更になった場合は、速やかに自転車安全整備店登録事項変更届を公益財団法人日本交通管理技術協会に提出しなければならない。

問22 夜間、自転車で走行中、ライトが急に故障し、点灯しなくなったことに気が付いたが、道路交通法上は、無灯火で自転車を運転しても罰則の規定がないので、そのまま運転を継続してもよい。

問23 サドルにまたがったときに、足先が地面につかないような、からだに合わない自転車には乗らないように指導する。

問24 自転車安全整備店は、TSマークを取り扱うことができる自転車店で、公益財団法人日本交通管理技術協会に申請して自転車安全整備店の登録を受けなければならない。

問25 普通自転車の点検整備基準では、普通自転車の制動性能は、湿潤な舗装道路において、走行速度が10km/hのとき制動操作を開始した場所から2m以内の距離で、円滑に停止させる性能を有すること。

問26 道路交通法上、駆動補助機付の普通自転車は、歩道と車道の区別があるところでは、車道通行が原則であり、道路の左端に寄って通行しなければならない。

問27 T Sマーク付帯保険の有効期間は、当該自転車を点検整備した日から1年間である。T Sマークには、点検整備した日と点検整備した自転車安全整備士の登録番号を記載する。

問28 自転車安全整備店の登録を受けた者が、T Sマークを不適正に貼付したことにより、登録の取消しを受けた場合でも、一定の期間が経過すれば再登録の申請ができる。

問29 普通自転車の車体の長さ・幅は、走行状態で長さ190cm以下、幅が60cm以下でなければならないが、泥よけ、キャリア、後写鏡などの部品は、車体の長さや幅に含めない。

問30 道路交通法は、何人も酒気を帯び又は過労、病気、薬物の影響その他の理由により正常な運転ができない状態で車両を運転することを禁止している。
自転車の場合、酒酔いに至らない程度の酒気を帯びた状態での運転は禁止されていない。

問31 自転車安全整備店は、4年ごとに登録更新を受けなければならない。

問32 駆動補助機付自転車の電源スイッチ、人力及び车速の測定手段、原動機及びその制御手段並びにそれらを結ぶ配線類は、外部から簡単に改造のできる構造であってもよい。

問33 TSマーク付帯保険の傷害保険、賠償責任保険の支払いについて、盗んだ自転車等、正当な権利を持たない自転車に搭乗している間に起きた事故は、支払い対象にならないが、道路以外の場所での競技・興行(練習を含む)のための自転車に搭乗している間に起きた事故は、支払い対象になる。

問34 普通自転車の車輪数は、二輪又は三輪でなければならない。
なお、幼児用自転車の補助車輪は、車輪数に含まない。

問35 ワイヤカッタ、ニッパ、プライヤは、自転車の点検整備に使用する工具であるが、この中でブレーキワイヤを切断する際、最も適している工具は、ワイヤカッタである。

問36 駆動補助機付自転車の構造及び性能の基準では、駆動補助機付自転車を30km/h以上の速度で走行させることとなる場合には、原動機を用いて人の力を補う力が加わらないこと。

問37 道路交通法に定める自転車運転者講習の対象となる危険行為には「信号無視」「ブレーキ不良運転」「酒酔い運転」などがあるが、「一時不停止」もその対象である。

問38 自転車は、進行方向にかかわらず道路の両側に設けられた路側帯を通行できる。

問39 幼児用自転車は、サドル最大高さが635mm以下、335mm以上のものをいう。

問40 普通自転車は、自転車道の標識のあるところであっても、必ずしも自転車道を通らなくてもよい。

問41 自転車安全整備店が備え付ける工具の中で、各部品、工具の整形等に使用する卓上グラインダーは、電動式でなければならない。

問42 T S マーク付帯保険の補償内容である傷害保険は、T S マークが貼付されている自転車に搭乗中の人、事故によって事故の日から1年以内に死亡又は重度後遺障害（自動車賠償責任保険の後遺障害等級の第1級から第4級までをいう。）を被った場合に、保険金が支払われる。

問43 駆動補助機付自転車を発進、加速、減速、惰行及び停止の各運転態様を組み合わせて走行させた場合、各運転態様のつながりが円滑であれば、時間応答性は問わない。

問44 安全付属部品の性能等のうち、尾灯の性能については、自転車に備え付けられた場合において、夜間後方50mの距離から、その灯光を容易に確認できること。また、灯光の色は赤色であること。

問45 普通自転車のサドル座面の長さについては、35cm以下であることを確認する。

問46 駆動補助機付自転車と普通自転車の双方の型式認定番号が表示されている駆動補助機付自転車には、T S マークを貼付することができる。

問47 駐車禁止の場所であっても、歩行者や他の車両の通行の邪魔にならなければ、自転車は駐車できる。

問48 リヤリフレクタの有効反射部は、その光軸が普通自転車の進行方向に対し、ほぼ平行に取り付けられ、上下左右に 10° 以上の傾きがあってはならず、反射部全面が後方より容易に見えることが必要である。

問49 自転車は、沢山の部品がねじで結合されて組み立てられているので、走行中の細かい振動でこれらのねじが緩むと、各部が正しい位置に保たれなくなったり、ベアリング部が緩んだりするので、ねじは強く締めれば締めるほどよい。

問50 自転車の二人乗りは禁止されているが、16歳以上の運転者が幼児用座席に幼児一人を乗せて走るとは、「禁止されている二人乗り」には該当しない。

平成29年度 C問題

問題は、問1から問50問まであります。各問とも解答は、正しいものには、マークシートの「○」の箇所、誤っているものには、「×」の箇所を、HBの黒鉛筆またはシャープペンシルで塗りつぶすこと。

問1 道路交通法に定める自転車運転者講習の対象となる危険行為には「信号無視」「ブレーキ不良運転」「酒酔い運転」などがあるが、「一時不停止」もその対象である。

問2 自転車安全整備店は、3年ごとに登録更新を受けなければならない。

問3 自転車の二人乗りは禁止されているが、16歳以上の運転者が幼児用座席に幼児一人を乗せて走るとは、「禁止されている二人乗り」には該当しない。

問4 自転車安全整備店は、TSマークを取り扱うことができる自転車店で、公益財団法人日本交通管理技術協会に申請して自転車安全整備店の登録を受けなければならない。

問5 道路交通法は、何人も酒気を帯び又は過労、病気、薬物の影響その他の理由により正常な運転ができない状態で車両を運転することを禁止している。
自転車の場合も、自動車と同じように酒気を帯びた状態での運転は禁止されている。

問6 自転車安全整備店として登録をした自転車店は、貸与された「自転車安全整備店章」を事業所の見やすい場所に掲出しなければならない。

問7 駆動補助機付自転車のユニット部には、マイクロコンピュータ等が内蔵されており、当該部分が故障した場合には、自転車安全整備店を通じて、当該駆動補助機付自転車の製造又は販売業者に回収、修理させるなど適切な措置を講じるようにすること。

問8 リヤリフレクタの有効反射部は、その光軸が普通自転車の進行方向に対し、ほぼ平行に取り付けられ、上下左右に7.5°以上の傾きがあってはならず、反射部全面が後方より容易に見えることが必要である。

問9 自転車安全整備店登録申請書に記載した自転車安全整備士が変更になった場合は、速やかに自転車安全整備店登録事項変更届を公益財団法人日本交通管理技術協会に提出しなければならない。

問10 自転車安全整備店に自転車安全整備士の資格を有する者が、登録されていれば、自転車安全整備士の資格を取得していない者が自転車を点検整備した場合でも、TSマークを貼付できる。

問11 自転車は、進行方向にかかわらず道路の両側に設けられた路側帯を通行できる。

問12 普通自転車の車輪数には、幼児用自転車の補助車輪も車輪数に含まれるので、普通自転車は四輪以下であればよい。

問13 チェーンは、ギヤクランクを逆方向のみに回転させ、容易にはずれないことを確認し、必要な場合は整備する。

問14 ペダルの点検は、ペダルスパナで増し締めして緩みがないか及びペダル取付部にバリの発生はないか確認し、また、ペダルを握って左右に動かし、ガタがないか確認する。ペダルのベアリングの調子は、回転の具合を見て確認する。

問15 普通自転車の点検整備基準では、普通自転車の制動性能は、乾燥した平坦な舗装道路において、走行速度が10km/hのとき制動操作を開始した場所から3m以内の距離で、円滑に停止させる性能を有すること。

問16 駆動補助機付自転車の電源スイッチ、人力及び車速の測定手段、原動機及びその制御手段並びにそれらを結ぶ配線類は、外部から簡単に部品交換ができるなど、改造のできる構造であってもよい。

問17 駆動補助機付自転車と普通自転車の双方の型式認定番号が表示されている駆動補助機付自転車には、TSマークを貼付することができる。

問18 バルブドライバーは、米式（シュレーダータイプ）のバルブの中にあるバルブコアの着脱に使用する専用工具である。

問19 自転車に乗車して信号機のない交差点を右に曲がる時、後方の安全を確かめ、早めに右に曲がる合図を行い、交差点の中心を通るなど最短距離で交差点の向こう側まで進むようにする。

問20 道路交通法上、駆動補助機付の普通自転車は、道路標識により自転車が通行することができると思われる歩道であっても、駆動補助機が付いているため通行することはできない。

問21 夜間、自転車で走行中、ライトが急に故障し、点灯しなくなったことに気が付いたが、道路交通法上は、無灯火で自転車を運転しても罰則の規定がないので、そのまま運転を継続してもよい。

問22 スポークの張力を手で点検する場合には、車輪の両側について、リムの内周を概ね2等分する2カ所のスポークを指先で握り、それぞれの張力を点検し、緩いものや著しいばらつきがないかを確認する。

問23 安全付属部品の性能等のうち、尾灯の性能については、自転車に備え付けられた場合において、夜間後方100mの距離から、その灯光を容易に確認できること。また、灯光の色は赤色又は橙色であること。

問24 自転車安全整備店が、事前に移転・変更等の届出をせずに、事業所の名称を変更したときは、公益財団法人日本交通管理技術協会に登録を取り消すことができる。

問25 自転車に乗って通行中、出会い頭に歩行者と衝突したが、怪我もかすり傷程度の軽いものであった。

このような自転車事故の場合は、相手の怪我が軽いので、自動車と違い警察署（警察官）への届出（報告）義務はない。

問26 TSマークは、普通自転車であっても、レンタサイクル等不特定多数の人が利用する自転車や業務で使用する自転車には、貼付できない。

問27 TSマーク付帯保険の支払い対象となる事故は、道路上で起きた交通事故だけに限られず、スーパーの駐車場や通常自転車が通行することができる公園の広場も含まれる。

問28 後写鏡などの付属品を装備する場合は、運転操作を妨げず、かつ、歩行者等に危害を及ぼさないようにしなければならない。

問29 自転車乗車用ヘルメットの着用について、こどもが自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に乗せて運転するときは、こどもに自転車乗車用ヘルメットを着用させるように指導する。ただし、こどもや幼児以外の者が自転車に乗るときは、ヘルメットの着用を勧める必要はない。

問30 自転車は、沢山の部品がねじで結合されて組み立てられているので、走行中の細かい振動でこれらのねじが緩むと、各部が正しい位置に保たれなくなったり、ベアリング部が緩んだりするので、ねじは強く締めれば締めるほどよい。

問31 踏切をわたるときは、必ず手前で停止の合図をして一時停止し、自転車から降りて左右の安全を確認し、自転車を押してわたる。

問32 T Sマーク付帯保険は、T Sマークに付帯された保険で、保険契約は、公益財団法人日本交通管理技術協会と損害保険会社とが締結しているものであるから、自転車を点検整備しT Sマークを貼付しても、自転車利用者が個別に保険会社と契約するものではない。

問33 普通自転車の車体の長さ・幅は、走行状態で長さ190cm以下、幅が60cm以下でなければならないが、泥よけ、キャリア、後写鏡などの部品は、車体の長さや幅に含めない。

問34 安全付属部品の性能等のうち、前照灯の性能については、自転車に備え付けられた場合において、前方5 mにある交通上の障害物を容易に確認できるもので、前照灯の色は白色又は淡黄色であること。

問35 後車輪用のブレーキの制動性能の確認（幼児用自転車を除く）は、両手でハンドルレバーの左右のにぎりを握って、後ブレーキレバーをひとさし指と中指で力いっぱい締めて作動させ、前方の水平な位置に置いたペダル上に片足の踏力をかけたとき、後車輪が回らないことを確認する。
もし回るようであれば、制動トルクが不足しているので調整する。

問36 普通自転車の運転者が、13歳未満の子供、70歳以上のお年寄り、からだの不自由な人の場合、自転車歩道通行可の標識や標示のない歩道でも、普通自転車に乗車したまま通行することができる。

問37 幼児用自転車は、サドル最大高さが635 mm以下、435 mm以上のものをいう。

問38 普通自転車は、車両であるから横断歩道上を進行する場合でも車両用信号機に従うこと。

問39 TSマークを貼付する際、必ず点検整備した日付を記入することになっている。これは、付帯保険が摘要されるための起算日を確定するためであるから、必ず記入しなければならない。また、TSマークには、点検整備した自転車安全整備士が勤務する自転車安全整備店の登録番号も併せて記入する。

問40 普通自転車のサドル座面の長さについては、40 cm以下であることを確認する。

問41 自転車を駐車するときは、駐車禁止以外の場所に、歩行者や他の車両の通行の邪魔にならないようにしなければならない。

問42 自転車に乗って道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯も横断歩道もない場合には、左右の見通しのよいところを選んで、自動車が来ないことを確認しながら、斜めにわたる。

問43 普通自転車のブレーキレバーは、通常の乗車姿勢にある運転者の肩より下方にすること。

問44 普通自転車を構成する部品のなかで、ハブとブレーキが一体となった構造であるハブブレーキのように一つの部品で二つ以上の部品の機能を備えているものを複合部品といい、複合部品を使用している場合は、重複する部品を省略できる。

問45 TSマーク付帯保険の補償内容である傷害保険は、TSマークが貼付されている自転車に搭乗中の人、事故によって事故の日から180日以内に死亡又は重度後遺障害（自動車賠償責任保険の後遺障害等級の第1級から第7級までをいう。）を被った場合に、保険金が支払われる。

問46 普通自転車の制動性能を調べる場合、前車輪と後車輪が別系統で確実に制動できること、ブレーキレバーを反復して作動した場合において、ブレーキ各部及び各取付部に異状が生じないこと。

問47 TSマーク付帯保険の支払い対象者は、現に自転車に搭乗中の所有者に限られるので、所有者の家族が搭乗していたり、所有者から借用して搭乗している人は支払対象者に含まれない。

問48 普通自転車は、自転車道の標識のあるところであっても、必ずしも自転車道を通らなくてもよい。

問49 駆動補助機付自転車の構造及び性能の基準では、駆動補助機付自転車を24km/h以上の速度で走行させることとなる場合には、原動機を用いて人の力を補う力が加わらないこと。

問50 自転車安全整備店が備え付ける工具の中で、各部品、工具の整形等に使用する卓上グラインダーは、電動式でなければならない。

平成29年度 学科試験問題解答

番号	A問題	B問題	C問題	番号	A問題	B問題	C問題
1	×	○	○	26	×	○	×
2	×	○	○	27	×	○	○
3	○	×	○	28	×	×	○
4	×	○	○	29	×	×	×
5	×	×	○	30	×	×	×
6	×	○	○	31	○	×	○
7	×	○	○	32	○	×	○
8	×	○	×	33	○	×	×
9	×	×	○	34	○	○	×
10	×	○	×	35	○	○	×
11	×	○	×	36	○	×	○
12	×	×	×	37	×	○	○
13	○	○	×	38	×	×	×
14	×	○	○	39	○	×	×
15	○	○	○	40	×	×	×
16	×	×	×	41	×	×	○
17	○	×	○	42	○	×	×
18	×	×	○	43	×	×	○
19	○	○	×	44	○	×	○
20	○	×	×	45	×	○	×
21	○	○	×	46	○	○	○
22	○	×	×	47	×	×	×
23	×	○	×	48	○	×	×
24	○	○	×	49	×	×	○
25	×	×	×	50	○	○	×